

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

新宮町農業委員会

農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、新宮町農業委員会に係る標記指針を下記のとおり定める。

なお、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標 0.1ha

目標設定の考え方

本町の遊休農地の割合は現状で発生しておらず、今後も遊休農地の面積がゼロとなるよう、新たに遊休農地が発生しないよう努める。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み

農区、農業委員、地域住民からの情報収集により、遊休化のおそれのある農地を把握して、未然に防げるよう指導を行い、遊休農地の発生を防止する。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積面積 集積面積 48.89ha

管内農地面積 186ha 集積率 26.20%

目標新規集積面積 0.5ha

(2) 担い手への農地利用集積のための具体的な計画

農地の情報を収集し中間管理事業の活用や認定農業者へ働きかけを行い農地を集約する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 1経営体

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な促進方法

新規参入に対応できるよう、日頃から情報収集を行うとともに、地域の受入れ条件の整備を行い、就農相談など、新規参入者の活動の支援を行う。